


退職所得に係る 個人市民税 個人府民税 納入申告書(個人事業主用)												
(あて先) 大阪市長 平成 31 年 1 月 5 日提出									(受付印)			
平成 30 年 12 月分					人員		1 人					
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
				1	8	6	7	5	3	2	8	
特別 徴収 税額	市民税					1	5	2	2	0	0	
	府民税					1	0	1	4	0	0	
(特別徴収義務者)												
住所		〒 530 - × × × × 大阪市北区梅田1-2-2 ○○ビル										
氏名印		北 一郎										
個人 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税の退職所得に係る所得割の納入について申告します。												

※ 分離課税の退職所得に係る個人市・府民税(所得割)を納入される際には、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」及び「退職所得の特別徴収票(法人役員等のみ)」(各様式は大阪市ホームページを参照)を別途作成のうえ、船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループあてご提出ください。

※ 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたため、納入申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。この納入申告書を船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口にご提出いただく際には、次の書類の提示をお願いいたします。なお、郵送の場合は、当該書類の写しを同封してください。

(※マイナンバー制度による市税の手続については、大阪市ホームページを参照)

【ご本人が提出される場合】
本人確認書類(個人番号を確認するための書類及び身元を確認するための書類)
【代理人の方が提出される場合】
本人確認書類(1.代理権を確認するための書類、2.代理人の方の身元を確認するための書類及び、3.本人の個人番号を確認するための書類)

◎ 個人番号を確認するための書類をお持ちでない場合は、以下の項目へ自署してください。

個人番号												
氏名						生年月日	年 月 日					
住所												

大阪市 処理欄	番号	本人	確認書類	代理人	代理権
			個人番号カード ・ 通知カード 運転免許証 ・ 保険証 ・ ()		